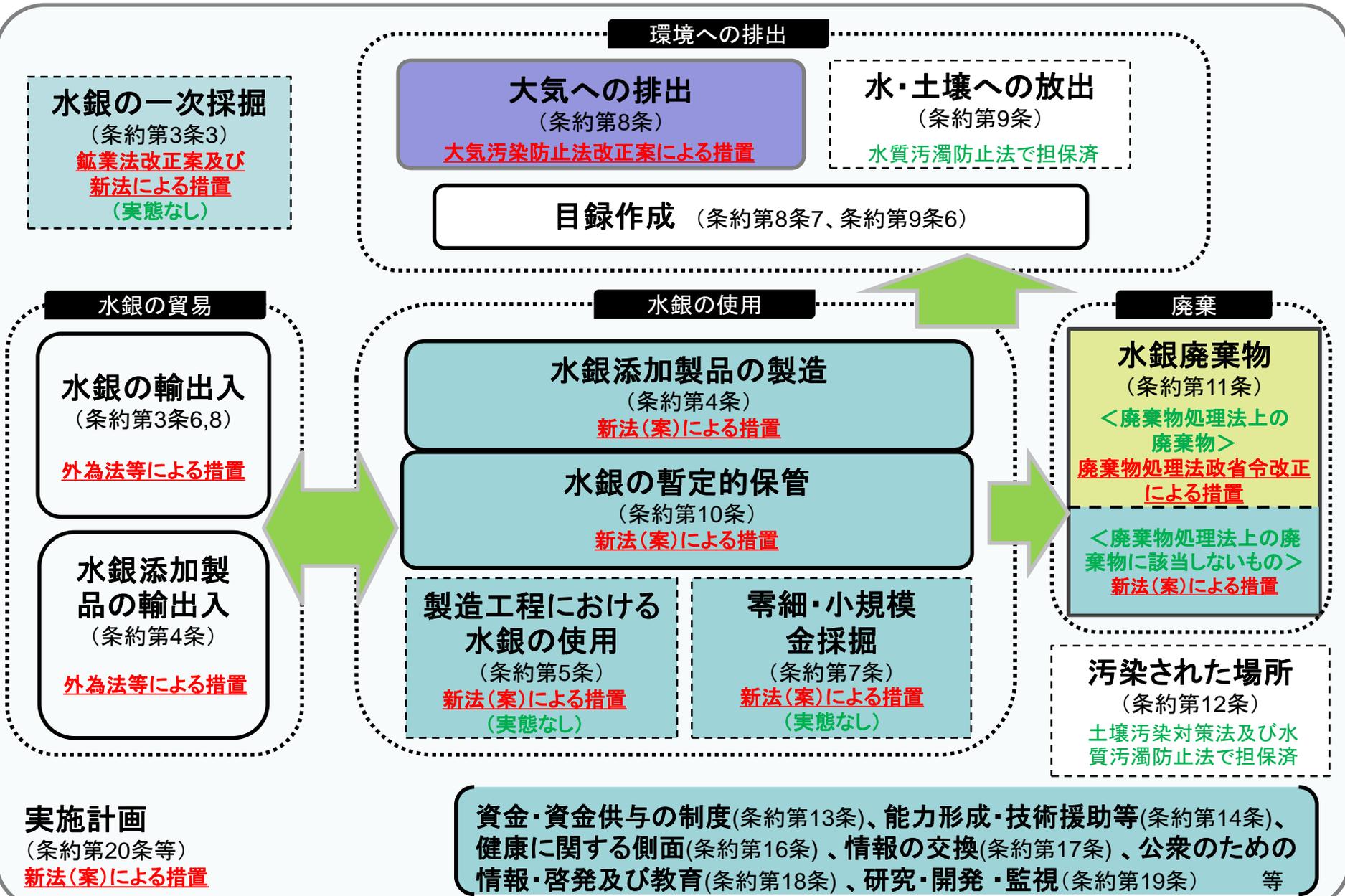


水俣条約の構成と担保措置等との関係



水銀による環境の汚染の防止に関する法律案の概要

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について所要の措置を講ずる。

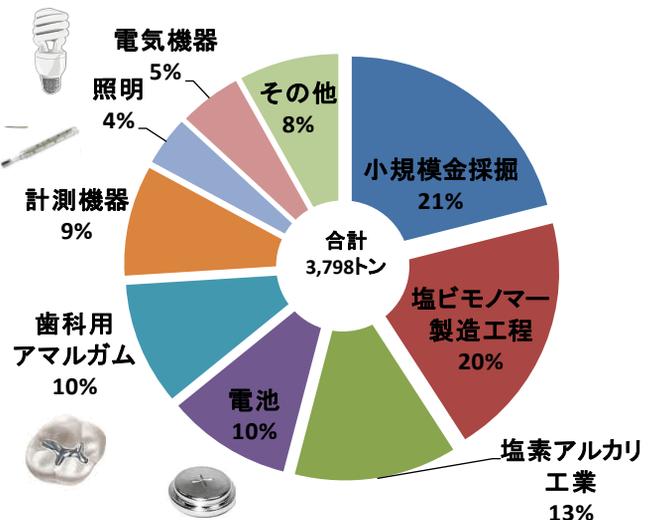
背景

世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、2010年から条約作成のための政府間交渉を開始

我が国がホストを務めた国連環境計画主催の外交会議(於:熊本市、水俣市)において、**水銀に関する水俣条約の採択**(2013年10月)

水俣病を経験した我が国として、**同条約を早期に締結するとともに追加的措置を講じ、世界の水銀対策に主導的に取り組むことが必要**(条約発効要件:50ヶ国の締結の日後90日目)

世界の水銀需要



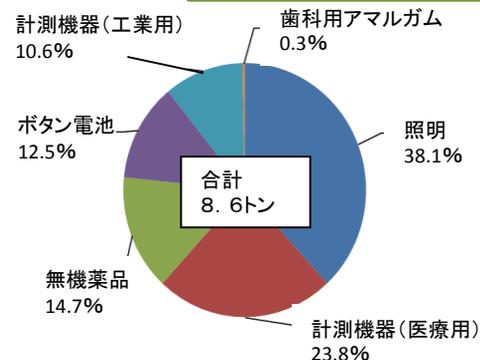
出典: UNEP Technical Background Report to the Global Atmospheric Mercury Assessment (2008)

法律案の概要

- (1) 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定する。
- (2) 水銀鉱の掘採を禁止する。
- (3) 特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限する等の所要の措置を講じる。
- (4) 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する。
- (5) 水銀等を使用する金の採取を禁止する。
- (6) 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める。
- (7) 水銀含有再生資源(条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。)の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める。
- (8) その他罰則等所要の整備を行う。

※施行期日:我が国について条約が効力を生ずる日((3)の一部は、別途政令で定める日)

日本における水銀需要



(出典: 我が国の水銀に関するマテリアルフロー(2010年度ベース、2013年度更新))